を行うことができる。

　前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

第120条　次の各号の１に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

（第１号から第３号まで　略）

４　第101条（第100条第３項において準用する場合を含む。）の規定による労働基準監督官又は女性主管局長若しくはその指定する所属官吏の臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者

女性労働基準規則（抄）

第４条　法第100条第３項に規定する女性主管局長及びその指定する所属の職員を雇用環境・均等局調査員という。

２　雇用環境・均等局調査員の携帯すべき証票は、別記様式による。